

2020

9

— September —

中|小|企|業 ひろしま

No.764

広島県中小企業団体中央会

令和2年9月10日発行(毎月10日発行)

力を合わせて
ともに成長し、
広島をもっと元気に。

INDEX

巻頭特集/組合・企業紹介 1~2

快適な住環境を持続する
「瓦屋根」のスペシャリスト

広島瓦工事業協同組合

特集 3~4

テレワークを活かした
企業価値の向上を!!

～伴走型支援で応援します～

組合ニュース 5~6

コロナ禍でがんばる組合・企業の取組みを
紹介します!

お知らせ 7

「働き方改革推進支援助成金」
団体推進コースのご案内

組合士試験 9~12

令和元年度組合検定試験問題(組合制度)

7月景況レポート 13~15

中央会トピックス 16

「組合経営講習会」開催のご案内

令和2年度中小企業組合検定試験のご案内



写真提供: 広島県

安芸郡熊野町 「熊野筆」

書筆はもちろん、画筆や
化粧筆も有名です!



中小企業ひろしまの
マスコット
ヒロミちゃん

特集 頭巻 組合・企業紹介

広島瓦工事業協同組合

快適な住環境を持続する 「瓦屋根」のスペシャリスト

代表理事

竹内 昌博 氏



組合設立の経緯

昭和50年代初頭は和風建築の新築案件も多く、瓦屋根工事も増加傾向にありました。業界の要望は、工事技術向上と瓦に関する新技術の習得でしたので、任意団体で対応していました。しかし、大規模な屋根工事の依頼が入ったことが切っ掛けとなり、共同受注のできる組織、資材を安く購入するための共同事業が求められ、昭和55年に経済事業を行うための協同組合が、広島市内の同業者30名により設立されたのです。

任意団体が目的としていた工事技術向上等についても、組合に継続さ

れ、現在でも年に1～2回程度の研修会として実施しており、組合事業の柱の一つになっています。また、瓦職人が「スペシャリスト」であることを示している三つの資格、国家資格である「かわらぶき技能士」、民間資格の「瓦屋根工事技士」、そして民間資格ではあるが最上級の資格である「瓦屋根診断技士」の取得支援も組合



瓦工事の現場作業

で行っています。

瓦と職人存続の危機

しかしながら、陶器瓦の出荷総額は組合を設立した昭和55年がピークでした。日本人の生活様式が変わり、瓦屋根を使用した和風建築は減少し、マンションが増加していくことになります。

特に平成に入った後、バブルが崩壊したことで潮目が変わったことを感じました。住宅にかけられる費用が減少したことで、初期投資の安い屋根材が増加し、職人の熟練技術が必要な屋根瓦が敬遠される傾向が明らかになったのです。今では、戸建て中で瓦を選択される方は、3割程度に減少しています。

新築の屋根工事の減少は、瓦工事の事業者には特に大きな影響をきたしました。瓦はメンテナンス性が優れるためメンテナンスの仕事は少なく、新築の減少がそのまま仕事の減少に直結するのです。そのため設立当初30名の組合員が、17名まで減少してしまいました。

そんな中で更に状況を悪化させる出来事がありました。平成7年の阪神・淡路大震災です。倒壊した瓦屋根の住宅の写真や映像が連日、全国に報道され、「瓦屋根は地震に弱い」というイメージが定着してしまいました。

瓦と瓦工事の魅力を伝えるために

このような状況の中で、家の購入を



はつかいち桜まつりに出展

検討しておられる方々に瓦の魅力や瓦工事という仕事を伝えるために、組合として何をすべきなのか検討いたしました。瓦は、日本の風土に適した屋根材であり、雨音や外部の騒音をシャットアウトする「防音性」、火災時に屋根からの類焼を防げる「耐火性」、夏は涼しく冬は暖かい「快適性」を備えています。また、初期投資が少し高くはなりますが、優れた耐久性ゆえに、メンテナンスの費用が掛らず、スレート屋根と比較して10年以上暮らした段階でトータルコストは逆に安くなるという業界団体の試算もあります。

理事会や組合内のPR委員会で議論を重ねて、地元のイベントなど、家族が訪れるイベントへの参加をきめました。

「はつかいち桜まつり」は桜の名所、住吉堤防敷で行われる廿日市市の市民祭で、多くの親子連れが来場されます。出展当初はブースを訪れる人もまばらでしたが、長年継続する中で、組合の名前も浸透し、徐々にブースを訪れる人の数も増えていきました。また、来場者の方から瓦や屋根の修理相談を持ち掛けられ、当日対応をお願いされるなど、組合としての信用も獲得しつつあり、継続することの重要性を改めて感じました。

また、「ひろしま技能フェア」は広島県内の瓦工事組合が共同で出展し、小学生から高校生を対象に瓦粘土を使った鬼瓦作り体験を行っております。未来を担う子供たちが直に瓦に触れ、親近感を持ってもらい、瓦工事という仕事に少しでも興味を持ってもらえると嬉しいと考えています。

進化する瓦工事、時代に対応していくために

多くの人の頭の中に印象付けられた「瓦は地震に弱い」というイメージは正確ではありません。耐震で重要なのは、建物の老朽具合、工法、地盤の強さであり、これらが弱ければ、スレートなどの軽い屋根材の家でも、倒壊してしまいます。

ただ、ついたイメージはなかなか払拭できるものではありません。このようなイメージを払拭し、かつ以前よりも耐震性・耐風性を大きく向上させるべく、平成13年に全国瓦工事業連盟が作成した施工ガイドラインによって、瓦屋根は従来の工法に比べ、強固に固定するようになりました。今では、耐震シュミレーションソフトにより、震度7の大地震にも耐えることが確認されています。

瓦屋根は、日本で1400年の歴史を



wallstatシュミレーションの研修会

誇る伝統の建築材料です。最近、和風建築は減少傾向にありますが、昔ながらの和瓦を使用した和風建築を好まれる顧客もまだ一定数おられます。また、最近では洋風建築でも、洋瓦を使用するケースが増えており、現在は瓦を選択される方の7～8割を占めております。洋瓦は色調も多彩で、最近では複数色の瓦をランダムに並べる葺き方も見られるようになっており、個性的なデザインを作り出す可能性も秘めております。

組合は今年で設立40周年を迎えました。我々は「瓦」に携わる団体として、旧来の日本文化や伝統を引き継ぎながらも、時代の変化に対応し、お客様の選択された家の環境に適した瓦、そして外観に合う新しい瓦を提案しながら、瓦屋根の良さを伝承して行きたいと思っております。

今後も創意工夫をしながら、建築業に携わる関係者の方々に瓦の良さを改めに知って頂けるよう10年、20年先を見据えながら組合運営を行っていきたいと思っています。

(取材:情報調査部 白井 誠二)



創立40周年記念での集合写真

広島瓦工事業協同組合

〒732-0802
広島市南区大州2丁目18-20
TEL : 082-236-6978
FAX : 082-236-6979

特 集

テレワークを活かした企業価値の向上を!! ～伴走型支援で応援します～

テレワーク（「tele = 離れた所」と「work = 働く」）の活用は、ICT（情報通信技術）を活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のことで、このコロナ禍において普及しつつあり、より一層の普及促進が期待されています。

広島県中央会では、組合員企業のテレワーク導入を加速させるため、本年度、働き方改革推進支援の一環として、組合及び組合員のテレワーク導入に対し、行政や他の支援機関と連携し、総合的な支援に取り組みます。

テレワーク導入を実現させたい企業様は、当会へご相談又は次ページの申し込み様式からご応募下さい。

テレワークの主な効果

企業（経営者・推進担当者）

- ・業務効率化による生産性の向上
- ・育児・介護等を理由とした労働者の離職防止
- ・遠隔地の優秀な人材の確保
- ・オフィスコストの削減 等



従業員（テレワーク実施者）

- ・通勤時間の短縮
- ・通勤に伴う精神的・身体的負担の軽減
- ・業務効率化、時間外労働の削減
- ・育児や介護と仕事の両立の一助となる
- ・仕事と生活の調和を図ることが可能 等

企業価値の向上

生産性向上

事業継続性
(BCP)

働き方改革

人材確保

コスト削減

テレワークの導入によく言われる「デメリット」や「問題・課題」

実施上の問題・課題（企業調査）

- ・労働時間の管理が難しい
- ・進捗状況などの管理が難しい
- ・情報セキュリティの確保
- ・コミュニケーションに問題あり
- ・評価が難しい 等々

デメリット（従業員調査）

- ・仕事と仕事以外の切り分けが難しい
- ・長時間労働になりやすい
- ・仕事の評価が難しい
- ・上司等とのコミュニケーションが難しい
- ・共有情報等へのアクセスが難しい 等々

（厚生労働省：テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドライン）より

こうした「問題・課題」を乗り越えたい企業を中央会が支援します！

広島県中央会では、今年度、テレワークを新たに導入したい企業様、一旦導入したものの思った成果が得られなかった企業様に対し、「テレワーク導入ワンストップ支援」を実施致します。

次ページの「支援のポイント」「支援の進め方（例）」をご覧ください、テレワーク導入の課題を解決されたい企業様は、ぜひご応募下さい。

テレワーク導入成果事例

卸売業・小売

従業員数
243名

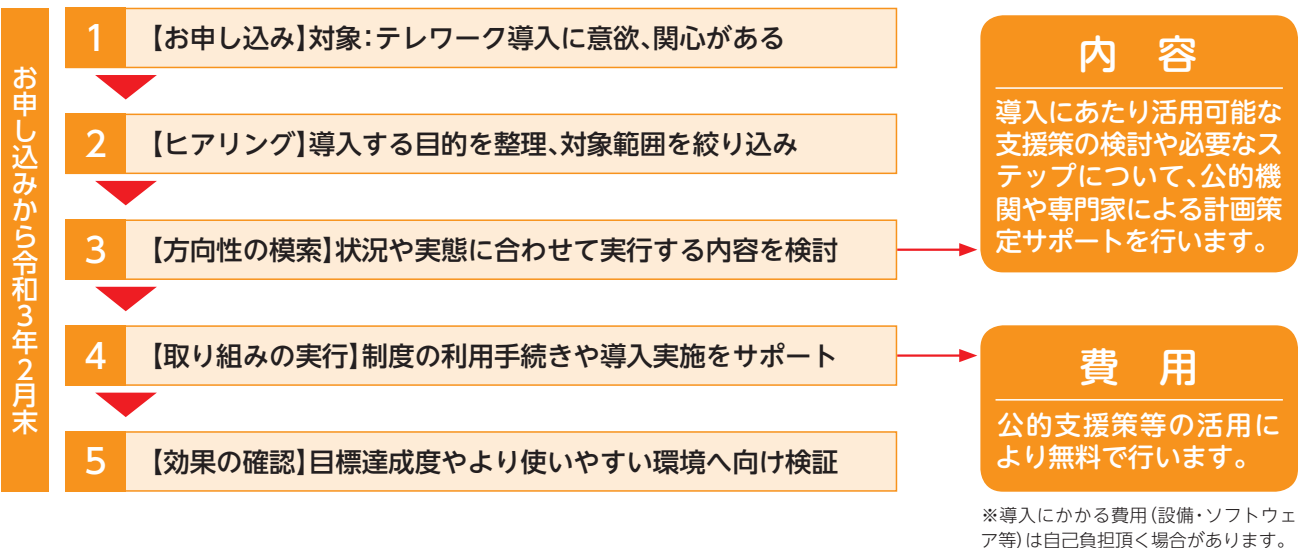
- ・営業の移動時間等の削減ができ、結果、効率化と仕事への集中力を高めることで生産性の向上ができた。
- ・チャットツールの導入、Web会議の実施を行ったが、タイムリーでローコスト、密度の濃いコミュニケーションの浸透が進んだ。
- ・テレワークを推進することで全体的な生産性の向上とビジネススピードの向上が効果として明確に現れている。

サービス業

従業員数
30名

- ・テレビ会議やチャットシステムを使い、社内やお客様と頻繁にコミュニケーションをとりながら業務を遂行している。
- ・会社へ出社しコミュニケーションとっているのと同じレベルでチームワークが発揮できるよう、全てのオペレーションやコミュニケーションが電子化(オンライン化)されている環境を実現した。
- ・全ての会社実務を電子化することで、間接費が一般的な企業の30%以下の水準に抑えられた。

支援の進め方(例)



支援のご依頼方法

下記をご記入のうえ、本ページを

「メールアドレス:t-hatakeyama@chuokai-hiroshima.or.jp」又は「FAX:082-228-0925」

へお送り下さい。後日、担当者よりご連絡させていただきます。

お 申 し 込 み	会社名 (担当者名)	()	所在地	〒 -
	TEL		e-mail	
	現状感じている テレワーク導入 への課題	※該当する項目に ☐ を入れて下さい(複数回答可) ☐ 社内コミュニケーションに不安 ☐ テレワークに適した仕事がない ☐ 顧客等の外部対応に支障 ☐ 適切な労務管理が困難 ☐ 情報セキュリティが心配 ☐ 人事評価が難しく対象者限定 ☐ その他()		

お問い合わせ:広島県中小企業団体中央会 TEL:082-228-0926 連携支援部 正迫、畠山



#輪になれ広島

組合NEWS

コロナ禍でがんばる組合・企業の 取組みを紹介します！

新型コロナウイルス感染症による影響が深刻さを増す中であっても、苦境を乗り越えるための工夫を凝らした取組みが行われています。組合組織の強みを活かした事業、新たな企業連携、市場変化対応による新商品開発など、協同・連携、相互扶助に積極的に取り組んでいる会員組合・企業をご紹介します。

寄付・支援活動

自分たちの日常業務で地域貢献を！！

広島県外壁補修工事業協同組合

同組合の須山理事長は、長期にわたり世界で蔓延する「新型コロナウイルス」や、年々激甚化する「自然災害」で社会がひどく疲弊する中、「今、自分たちに出来ることを行い、少し



でも地元、関わりの深い地域や人たちを手助けしよう。我々小さな事業者には出来ることは限られているが、せめて組合でこうしたCSR活動に取り組んで行きたい」と行動を起こした。

その切っ掛けの一つは、熊野町のマスク不足である。熊野町では平成30年7月に12人が犠牲になった豪雨災害の復旧工事が継続しており、コロナ禍で医療現場だけでなく工事現場でもマスクを必要としたが、5月末の段階ではその確保が困難な状況にあった。そのため当組合は、組合員のために確保していたマスクの内10,000枚を、熊野町に寄付することを決定し、令和2年6月11日に寄付した。

また、熊野町では防災にも力を入れており、完成した砂防ダムの現状を上空から撮影して、町民の安心に繋がたいと相談を受け、同組合が組合員の高所作業を効率化するために導入しているドローンを活用し、8月29日に撮影を行い、映像を熊野町に提供した。

更に当組合では、被災した家屋の屋根にブルーシートを張るボランティアグループ「一般社団法人 災害復旧職人派遣協会」と協定し、被災者支援のための協力体制構築を決定した。具体的には、被災地でこの協会が作業を行う前に、当組合がドローンで空撮を行い、被害の全体状況の確認と現場作業の優先順位を決定するための情報として活用してもらう。この様に自分たちで出来ることを地道に一つずつ広げ、地域貢献を果たしていく。

新事業・新商品開発への取組み

フェイスシールド第二弾、眼鏡型「HIRAX AIR SHIELD」を開発

平岡工業株式会社

自動車用金型設計製造などを手がける同社は、2020年5月、医療機関向けフェイスシールド販売後、同年8月、機能性・デザイ



ン性を追求した眼鏡型フェイスシールドを開発した。

5月に販売開始したフェイスシールドは利用者から「見た目が悪い、ダサい。」「髪型や化粧が崩れる。」「暑い、洗いにくい。」など、フレームデザインに関する多くの声が寄せられた。

フレームデザインに関するノウハウ・技術を有しているのはメガネ業界であると気付き、同社と同じく「ひろしんアドバンスクラブ（ひろしん青年経営塾卒業生OB会）」に所属する「メガネ21」取締役 平本氏に協力を仰ぎ、共同開発を進めた。

メガネ業界の中でも「メガネ21」は、鼻あてを使わない装着技術（浮くメガネ）を有しており、この技術を応用した次世代フェイスシールドは、美しいフォルムと軽い付け心地を実現することができた。

当フェイスシールドは、百貨店やアパレル、医療・介護・美容、イベントなど、様々なシーンでの利用を想定している。

8月17日、国内トップクラスの実績と新規プロダクトに積極的なクラウドファンディングサイト「makuake」に出品。開始3時間で目標金額を達成するなど、Yahoo! ニュースにも掲載された。

集まった資金は、今後の新商品開発に充てる。これからも平岡工業(株)は80年にわたるものづくりの経験を活かし、環境変化に真っ向から向き合い、新たな価値創造に挑戦する。

コロナ禍で「巣ごもりいちご狩り」を商品化 有限会社平田観光農園(アグリ協同組合組合員)

当農園は、取れたての果物を使ったメニューが人気の農園だが、「コト消費」にも着目した運営をしており、くだもの狩り、森の中での薪を使った料理やくだものを使った缶詰作りなどの体験が注目されていた。



しかし、新型コロナウイルスにより、2月末から団体旅行が全てキャンセル。特に4月17日以降の50日間は、県からの自粛要請に応じて全ての施設を休業したため観光収入がゼロまで低下した。この時期の休業が一番大きく影響するのは、収穫期にあたるイチゴで、熟れ過ぎて腐ることを回避するために、すぐにネット販売に切り替えることを決定した。

ただネットでイチゴを販売するのではなく、これまで行ってきた「コト消費」を重視し、今の時代に合わせて「動画」を活用した「巣ごもりいちご狩り」を提案した。送付するイチゴに添付する説明書に購入者限定の動画視聴QRコードを印刷。イチゴ狩りをレクチャーする説明動画を「YouTube」で配信することで、外出が制限される中での疑似体験を提供した。この体験は多くの消費者に支持され、イチゴの在庫はあっという間になくなりストップするほどの人気となった。

ただネットでイチゴを販売するのではなく、これまで行ってきた「コト消費」を重視し、今の時代に合わせて「動画」を活用した「巣ごもりいちご狩り」を提案した。送付するイチゴに添付する説明書に購入者限定の動画視聴QRコードを印刷。イチゴ狩りをレクチャーする説明動画を「YouTube」で配信することで、外出が制限される中での疑似体験を提供した。この体験は多くの消費者に支持され、イチゴの在庫はあっという間になくなりストップするほどの人気となった。

当農園がその後に実施した第2弾「巣ごもりジャム作り体験」、第3弾「巣ごもりさくらんぼ狩り」も好評となっている。

今回の事業が成功した「鍵」はそのスピード感であった。休業した1週間後には、「巣ごもりいちご狩り」をリリースしており、この素早い行動力は今回の事業が注目される切っ掛けとなった。今後は、ウィズコロナ対策の充実と、今回の取り組みで獲得したコト消費を組み込んだECビジネスを伸ばし、より強い企業を目指していくこととしている。

「お墓参りタクシー」を開始

つばめ交通株式会社
(広島エルピータクシー事業協同組合組合員)

新型コロナウイルス感染拡大の影響で帰郷が困難な方、お墓の清掃に行けない高齢者などを対象とし、タクシーの乗務員が墓参りや墓の清掃を代行する新たなサービスとして、「お墓参りタクシー」を開始した。



代行サービスでは、花立てや線香台を清掃し、花を添え、

清掃サービスでは、墓石を水洗いし、落ち葉やゴミ、雑草を取り除く。いずれのサービスも本社からの往復料金+基本料金などがかかる。その他、乗務員が墓参りに付きそう「お墓参り随行サービス」もある。

タクシー事業者が業務として客の代わりに用務にあたることは、「救援事業」として認められている。これまでは「本業の合間」という位置付けで活用されていなかったが、新型コロナウイルスの感染拡大で乗客が減少する中、当制度の活用が増加。同社においても、既に関わり物代行や緊急時の駆け付け、通院や薬の受け取りなど、当制度を活用したサービスを展開しており、新たな顧客開拓の足掛かりにしたいと考えている。

「熊野バーチャル筆まつり」開催を機にインターネットでの販路開拓を目指す

熊野筆事業協同組合

過去毎年5万人が集まっていた筆まつりの中止を受け、当組合青年部が中心となり、熊野町や熊野町商工会などの関係者と共に、熊野バーチャル筆まつり実行委員会を立ち上げた。



熊野バーチャル筆まつりは、9月22日～27日の期間に開催され、書筆・化粧筆・画筆の組合員のうち25社が今回サイト内で出店する予定である。また、組合では、今回の出店を機に自社のHPを持っていない組合員に対し、HP製作から6ヶ月間の運用サポートを無償で行い、ECサイトの開設を支援していく。

当まつりのサイトでは、組合指定のブランドマーク証紙が貼付された熊野筆に限定し、1社には10種類ほどを出品してもらい、また、プレミアム商品や半紙や硯などとのセットものなど各社のアイデアを駆使した魅力ある品揃えとする。その他、三密を避け、筆供養のLIVE配信、熊野筆伝統工芸士によるリアルライブ、メイクレッスン(化粧筆)のオンライン配信など、筆の持つ魅力を顧客に伝えるための効果的なコンテンツの製作も企画している。

(熊野バーチャル筆まつり: <https://kumanofude-v-fudematsuri.com/>)

当組合の城本常務は、「コロナがなければ今回のウェブ開催やインターネットでの販路開拓の話はなかったと思う。販促と同時に各社ではオンライン向けの商品の開発を進め、熊野筆の購買層を全国の若い世代に広げていきたい。さらに次のステージでは、このサイトを通じて熊野に人を呼び込む新たなきっかけにしていきたい。」と語られた。

お知らせ

「働き方改革推進支援助成金」団体推進コースのご案内

協同組合等が、その組合員企業（構成事業主）の労働者の労働条件の改善のために、時間外労働の削減や賃金引上げに向けた取組を実施した場合に、その協同組合等に対して助成されます。

組合で、組合員の皆さまを応援することができますので、ぜひご活用ください。

対象事業主

次のいずれかに該当する事業主団体等（※1）であること

- ① 3者以上で構成する事業主団体
- ア 法律で規定する団体（事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、都道府県中小企業団体中央会、全国中小企業団体中央会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、商工会議所、商工会、一般社団法人及び一般財団法人）
 - イ 上記以外の事業主団体（一定の要件有）

- ② 10者以上で構成する共同事業主 共同する全ての事業主の合意に基づく協定書を締結している等の要件を満たすこと。

（※1）事業主団体等が労働者災害補償保険の適用事業主であり、中小企業事業主の占める割合が、構成事業主全体の2分の1以上である必要があります。中小企業事業主とは、以下のAまたはBの要件を満たす中小企業になります。

業種	A：資本または出資額	B：常時使用する労働者
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

支給対象となる取組 ～いずれか1つ以上を実施すること～

- ① 市場調査の事業
- ② 新ビジネスモデルの開発、実験の事業
- ③ 材料費、水光熱費、在庫等の費用の低減実験（労働費用を除く）の事業
- ④ 下請取引適正化への理解促進等、労働時間等の設定の改善に向けた取引先との調整の事業
- ⑤ 販路の拡大等の実現を図るための展示会開催及び出展の事業
- ⑥ 好事例の収集、普及啓発の事業
- ⑦ セミナーの開催等の事業
- ⑧ 巡回指導、相談窓口の設置等の事業
- ⑨ 構成事業主が共同で利用する労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新の事業
- ⑩ 人材確保に向けた取組の事業

成果目標

支給対象となる取組は、以下の「成果目標」の達成を目指して実施してください。

支給対象となる取組内容について、事業主団体等が事業実施計画で定める時間外労働の削減又は賃金引上げに向けた改善事業の取組を行い、構成事業主の2分の1以上に対してその取組又は取組結果を活用すること。

支給額

上記「成果目標」を達成した場合に、支給対象となる取組の実施に要した経費を支給します。

助成額	以下のいずれか低い方の額
	① 対象経費の合計額
	② 総事業費から収入額（※2）を控除した額
	③ 上限額（※3）

（※2）例えば、試作品を試験的に販売し、収入が発生する場合などが該当します。

（※3）上限額は以下のとおりです。

- ① 原則、上限額は500万円
- ② 都道府県単位又は複数の都道府県単位で構成する事業主団体等（傘下企業が10者以上）に該当する場合の上限額は1,000万円

利用の流れ

「交付申請書」を事業実施計画書などの必要書類とともに、広島労働局雇用環境・均等室に提出（締切は11月30日（月））

交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施

広島労働局に支給申請（締切は3月1日（月））

Shinkumi Bank

ちかくにいるから、チカラになれる。

信用組合

しんくみ

信用組合は、中小企業や小規模事業者、地域・業域・職域の生活者である組合員に対して、決め細やかな訪問活動と、人の温もりを大切にした親身な相談活動を通して、どんな時も、組合員と共に歩み続ける、身近な金融機関であることを約束します。

広島市信用組合

☎(082)248-1171
広島市中区袋町三番十七号

広島県信用組合

☎(082)249-1111
広島市中区富士見町一番十七号

信用組合広島商銀

☎(082)244-1152
広島市中区西平塚町四番十二号

呉市職員信用組合

☎(083)253-406
呉市役所本庁舎八階
呉市中央四丁目一番六号

両備信用組合

☎(0847)45-2218
府中市元町四六二番地の十

備後信用組合

☎(0849)22-6556
福山市野上町三丁目二番三号

広島県信用組合協会

☎(082)247-7363
広島市中区宝町九番十一号

新型コロナウイルス感染症に関する 資金繰り支援のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業等のみなさまへ、資金繰りの支援を行っています。お気軽にご相談ください。

広島県新型コロナウイルス感染症対応資金

- 実質無利子（当初3年間）（※1）
- 無担保
- 据置最大5年以内
- 信用保証料 全額又は半額補助（※2）

（※1）対象期間中に金融機関に対して支払った約定利息について、県から利子補給されます。

（※2）条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については、別途必要となります。



お申込み・お問い合わせ先



広島県信用保証協会
HIROSHIMA GUARANTEE

本所 TEL (082) 228-5501
呉支所 TEL (0823) 21-9281
福山支所 TEL (084) 923-4893
備北支所 TEL (0824) 62-3917



HPはこちら

令和元年度
中小企業組合検定試験問題

組 合 制 度

「中小企業組合士」の認定に必要となる、「中小企業組合検定試験」は、「組合会計」、「組合制度」、「組合運営」の3科目について試験が行われます。今月号では、令和元年度に行われた3科目の試験問題のうち、「組合制度」の試験問題を紹介します。

【第1問】

次の設問AとBのうち、どちらか1問を選び、解答用紙の解答欄に選択した設問A又はBに必ず○を付けた上で、400字以内で記述しなさい。

(設問A)

中小企業等協同組合法に定められている組織化の精神と、それに基づく組合の備えるべき4つの基準について述べなさい。

(設問B)

中小企業組合の運営が適正になされるためのガバナンス(統治)制度について述べなさい。

【第2問】

次の文章は、中小企業基本法からの抜粋である。文中の A ～ J に語群①～⑳の中から正しいものを選び、その番号を解答用紙の解答欄に記入しなさい。

(A の革新の促進)

第十二条 国は、中小企業者の A の革新を促進するため、新商品又は新役務を開発するための技術に関する研究開発の促進、商品の生産又は販売を著しく効率化するための設備の導入の促進、商品の開発、生産、輸送及び販売を統一的に管理する新たな A 管理方法の導入の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(B の促進)

第十三条 国は、中小企業の B 、特に女性や青年による中小企業の B を促進するため、 B に関する情報の提供及び研修の充実、 B に必要な資金の円滑な供給その他の必要な施策を講ずるとともに、 B の意義及び必要性に対する国民の関心及び理解の増進に努めるものとする。

(C な事業活動の促進)

第十四条 国は、中小企業の C な事業活動を促進するため、商品の生産若しくは販売又は役務の提供に係る著しい新規性を有する技術に関する研究開発の促進、 C な事業活動に必要な人材の確保及び資金の株式又は社債その他の手段による調達を円滑にするための制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(D の確保)

第十五条 国は、経営方法の改善、技術の向上その他の中小企業の経営基盤の強化に必要な D の確保に資するため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 一 中小企業の施設又は設備の導入を図るため、中小企業者の事業の用に供する施設又は設備の設置又は整備を促進すること。
- 二 中小企業の技術の向上を図るため、中小企業者が行う技術に関する研究開発を促進し、国が行う技術に関する研究開発に中小企業者を積極的に参加させ、国、独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人の試験研究機関及び大学と中小企業との連携を推進し、並びに技術者研修及び技能者養成の事業を充実すること。
- 三 中小企業の事業活動に有用な知識の向上を図るため、経営管理者に対し研修の事業を充実するとともに、新たな事業の分野の開拓に寄与する情報その他の情報の提供を促進すること。
- 2 前項に定めるもののほか、国は、中小企業者の必要に応じ、情報の提供、助言その他の方法により、中小企業者が を確保することを支援する制度の整備を行うものとする。

(交流又は 及び 化の推進)

第十八条 国は、中小企業者が相互にその経営資源を補完することに資するため、中小企業者の交流又は の推進、中小企業者の事業の 化のための組織の整備、中小企業者が して行う事業の助成その他の必要な施策を講ずるものとする。

(産業の の活性化)

第十九条 国は、自然的経済的社会的条件からみて一体である地域において、同種の事業又はこれと関連性が高い事業を相当数の中小企業者が有機的に連携しつつ行っている産業の の活性化を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(商業の の活性化)

第二十条 国は、相当数の中小小売商業者又は中小サービス業者が事業を行う商店街その他の商業の の活性化を図るため、顧客その他の地域住民の利便の増進を図るための施設の整備、共同店舗の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(労働に関する施策)

第二十一条 国は、中小企業における労働関係の適正化及び の福祉の向上を図るため必要な施策を講ずるとともに、中小企業に必要な労働力の確保を図るため、職業能力の開発及び職業紹介の事業の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(の適正化)

第二十二条 国は、中小企業に関する の適正化を図るため、下請代金の支払遅延の防止、 条件の明確化の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国等からの 機会の増大)

第二十三条 国は、中小企業が供給する物品、役務等に対する需要の増進に資するため、国等の物品、役務等の調達に関し、中小企業者の の機会の増大その他の必要な施策を講ずるものとする。

〔語 群〕				
①金融	②団結	③連携	④独創的	⑤取引
⑥運営	⑦経営	⑧蓄積	⑨創業	⑩従業員
⑪発注	⑫集積	⑬創造的	⑭水平	⑮受注
⑯共同	⑰企業	⑱人材資源	⑲単独	⑳経営資源

【第3問】

次の文章は、中小企業組合について述べたものである。設問1～5までの文中の ～ に入る最も適切な語句を語群①～③の中から選び、その番号を解答欄に記入しなさい。

（設問1）

組合員は各自1個の議決権と役員又は総代の選挙権を有している。この権利は、 の多寡に関わらず各組合員平等に1個であり、組合組織の具備すべき基本的な基準の1つである。

語群：①従業員数 ②出資口数 ③資本金

（設問2）

組合が行う共同事業のうち、いわゆる経済事業については、 又は手数料を徴収しうが、非経済事業（教育情報提供事業、団体協約の締結等）についてはこれを徴収する手段がないため、これらに関しては経費として組合員に賦課し、組合全体として運営を行う必要がある。

語群：①使用料 ②運営料 ③管理費

（設問3）

出資は、金銭出資と現物出資とに区別されるが、共同経営体としての組合がその事業活動を行ううえに必要欠くべからざる 基礎となるべきものであり、組合が経済社会における信用を維持していくための一要素としてきわめて重要な意義を有するものである。

語群：①人的 ②共有的 ③財産的

（設問4）

議長は、 として総会の議決に加わることができず、さらに議長は自分が代理人となり議決権を行使することも、また、他の組合員の代理人となることもできない。

語群：①理事長 ②出席者 ③組合員

（設問5）

理事会の招集は、会日の1週間前までに通知を発してするものとされている。しかし、総会と異なり、定款において招集期間を短縮して差し支えない。また、 の同意があるときは、この招集手続を経ないで理事会を開くことができる。

語群：①理事全員 ②役員全員 ③監事全員

【第4問】

次に掲げたAからJは、「中小企業等協同組合法」「中小企業団体の組織に関する法律」「商店街振興組合法」の条文である。下線が引かれた箇所の内容について正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答用紙の解答欄に記入しなさい。（全部に○印のみ又は×印のみを付けた場合は無効解答とします。）

なお、条文は全文ではないものがあるが、各問題文に記載の内容をもって判断すること。

A. 中小企業等協同組合法（企業組合）

第九条の十一 企業組合の総組合員の三分の二以上の数の組合員（特定組合員を除く。次項から第四項までにおいて同じ。）は、企業組合の行う事業に従事しなければならない。

B. 中小企業等協同組合法（出資）

第十条 組合員は、出資一口以上を有しなければならない。

- 3 一組合員の出資口数は、出資総口数の百分の二十五(信用協同組合にあつては、百分の十)を超えてはならない。ただし、次に掲げる組合員(信用協同組合の組合員を除く。)は、総会の議決に基づく組合の承諾を得た場合には、当該組合の出資総口数の百分の五十に相当する出資口数まで保有することができる。

C. 中小企業等協同組合法(経費の賦課)

第十二条 組合(企業組合を除く。)は、総会の議決により、組合員に経費を賦課することができる。

D. 中小企業等協同組合法(加入)

第十五条 組合に加入しようとする者は、定款の定めるところにより加入につき組合の承諾を得て、引出資口数に応ずる金額の払込及び組合が加入金を徴収することを定めた場合にはその支払を了した時又は組合員の持分の全部又は一部を承継した時に組合員となる。

E. 中小企業等協同組合法(時効)

第二十一条 前条第一項又は第三項の規定による請求権は、脱退の時から五年間行わないときは、時効によつて消滅する。

F. 中小企業等協同組合法(役員)

第三十五条 組合に、役員として理事及び監事を置く。

- 4 理事(企業組合の理事を除く。以下この項において同じ。)の定数の少なくとも三分の二は、組合員又は組合員たる法人の役員でなければならない。ただし、設立当時の理事の定数の少なくとも二分の一は、組合員になろうとする者又は組合員になろうとする法人の役員でなければならない。

G. 中小企業等協同組合法(会計帳簿の作成等)

第四十一条 組合は、主務省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

- 2 組合は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。(略)

H. 中小企業等協同組合法(総会の招集)

第四十七条 臨時総会は、必要があるときは、定款の定めるところにより、いつでも招集することができる。

- 2 組合員が総組合員の五分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。(略)

I. 中小企業団体の組織に関する法律(設立の登記)

第四十八条 組合の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、第四十二条第一項の設立の認可(出資組合にあつては、前条第一項において準用する協同組合法第二十九条第一項から第三項までの規定による出資の払込み)があつた日から四週間以内にしなければならない。

J. 商店街振興組合法(議決権及び選挙権)

第二十一条 組合員は、各一個の議決権及び役員の選挙権を有する。

- 5 代理人は、五人以上の組合員を代理することができない。

※「試験問題の解答」については、同封のチラシをご覧ください。

なお、「令和2年度中小企業組合検定試験」については、同封のチラシをご参照の上、下記までお問い合わせください。

広島県中央会 担当:原田 (TEL:082-228-0926)

7月

景況 REPORT

— 情報連絡員報告から —

増加・上昇・好転

変らず

減少・下落・悪化

製造業

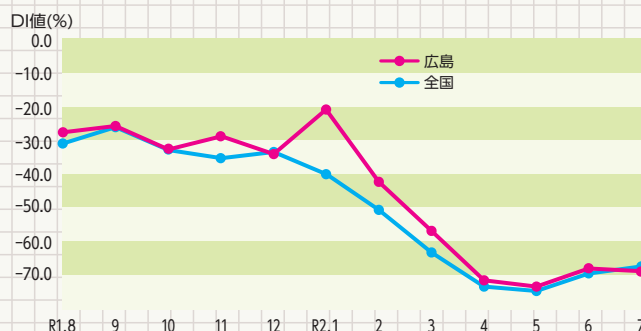
業種	動向項目	前月比		前年同月比	
		売上高	業界の景況	売上高	業界の景況
食料品		☀	☁	☁	☔
繊維・同製品		☔	☔	☔	☔
木材・木製品		☁	☔	☔	☔
印刷		☁	☔	☔	☔
化学・ゴム		☀	☁	☔	☔
窯業・土石製品		☔	☁	☔	☔
鉄鋼・金属製品		☀	☁	☔	☔
一般機器		☀	☔	☔	☔
電気機器		☔	☔	☔	☔
輸送用機器 (自動車・造船)		☁	☔	☔	☔
その他 (家具・装備品)		☔	☁	☔	☔

(注)DIとは、デフュージョン・インデックス(Diffusion Index)の略で、「増加」・「好転」したとする企業割合から、「減少」・「悪化」したとする企業割合を差し引いた値です。

非製造業

業種	動向項目	前月比		前年同月比	
		売上高	業界の景況	売上高	業界の景況
卸売業		☔	☔	☔	☔
小売業		☀	☁	☔	☔
商店街		☀	☔	☔	☔
サービス業 (自動車整備・広告・警備・情報サービス)		☔	☁	☔	☔
建設業 (工事業)		☁	☔	☁	☔
運輸業		☀	☔	☔	☔
その他 (不動産業)		☁	☁	☁	☁

景況DI値の推移 (前年同月比)



情報連絡員からのコメント紹介

※本調査は8月の見通しについても調査をしている関係上、特に新型コロナウイルスの世界的感染拡大に対する8月以降のコメントも掲載しています。

製造業

食料品

●製造小売は持ち直してきた。量販店向けは好調である。回復の兆しは見えてきたが、上昇と呼ぶには勢いが足りない。コロナ禍の影響がどこまで続くのか、さらに第2波の感染流行も心配である。

●7月の出荷量は前月比16.8%増加、前年同月比13.9%減少となり、売上高は前月比14.3%増加、前年同月比13.2%減少となった。

繊維・同製品 (繊維工業)

●コロナ禍で派遣等の求人がないため中途、新卒問わず求人への応募が増えている。

●コロナ禍で先行きの見通しが立たず不安が募る。県内でも新型コロナウイルス感染者が増加しつつあり自粛ムードがさらに加速するのではないかと心配している。

繊維・同製品 (衣服・その他の繊維製品)

●新型コロナウイルス感染拡大の影響が大きい。

木材・木製品

●売上は前月比増加となったが、前年同月比では大幅な減少となった。先行きは引き続き不透明である。

●長引いた梅雨や記録的な豪雨により、山での作業が一定期間出来なかったことや原木価格の低迷などを理由に、原木の出材量は前月比減少した。各森林組合も今後の展開を予想できないことから、出材を抑えている状態であり、市場での出展数量も減少している。

広島県内のプレカット工場では、7月後半から仕事が増え、残業を始めたところもあるが、新型コロナウイルスの第2波による影響が不透明なことから慎重に動向を見守る必要がある。

●<全国>

・令和2年6月の全国の住宅着工戸数は71,101戸で前年同月比12.8%減少

・季節調整済年率換算値では790千戸(前月比2.1%減少)

・利用関係別では、持家は23,650戸で前年同月比16.7%減少、貸家は26,666戸で前年同月比13.0%減少

・分譲住宅は20,189戸で前年同月比7.7%減少

・木造住宅着工は41,218戸で前年同月比14.3%減少

・住宅着工動向は前年同月比12ヶ月連続で減少し、リーマン・ショック以来の低水準が続いており、今後の動向を注視していく必要がある。

●＜広島＞

広島県内の6月の着工戸数は1,224戸で前年比45.6%減少、内訳としては持家は474戸で前年比13.7%減少、貸家は395戸で前年比50.6%減少、分譲は347戸で前年比59.7%減少と県全体の住宅着工動向は再び大幅減となった。緊急事態宣言解除から1カ月以上が経ち、ほぼ従来の日常生活が戻りつつあるものの、新築営業の空白期間の影響で需要減少が鮮明となりプレカットでも稼働が鈍る工場が増え、需要不振で県産材原木の引き合いも鈍く、輸出関連を中心に梱包、パレット等物流資材の需要低迷も長期化している。コロナ禍で地方の経済活動が萎縮し飲食や観光業ほどの落ち込みはないものの、先行き製品需要に明るさはなく様々な不安要素を訴える声も多い。

印刷(出版・印刷・同関連)

●激動の世の中において、新しい価値や今までにない仕組みを模索する必要がある。ピンチはチャンスと言い聞かせ今できることを思案している。

化学・ゴム(工業用ゴム製品)

●6月に緊急事態宣言が解除され、人の移動が多くなった結果今月から新型コロナウイルスの感染が再び拡大し、一時は回復基調になった経済が再び足踏み状態になりつつある。

自動車の国内生産台数も前年比80～85%まで戻ってきたが、今後も85～90%程度で数年程度は推移するのではないかと見ている。また、ほとんどの企業が投資や採用を抑制しているのではないかと思われるため、県内経済は当面厳しい状況が続くと思われる。

化学・ゴム(プラスチック製品製造業)

●自動車関連の売上、設備操業度ともに回復基調にあるが、業界全体では減少している。

各社資金繰りへの影響が懸念される。終息時期が見えないことが問題である。

窯業・土石製品

●出荷状況

R2年 7月2,855㎡(前年比10.25%減少)

R2年 6月2,923㎡

R1年 7月3,181㎡

鉄鋼・金属製品(鉄鋼業)

●当会から送電している全事業場の電気使用量は前年比10～20%減少している。

一般機器(一般機械器具)

●売上については、一時期に比べて若干戻った印象はあるが、依然として先行きは不透明である。

●今月の売上は、締め切り日の関係により前月比35%増加したが、前年同月比は30%減少となった。コロナ禍の長期化に伴う国内外の景気減速の影響は依然続いている。設備操業度は前年比、前月比とも悪化し、厳しい受注状況を反映している。収益状況は前月比でやや持ち直しているものの、前年比では依然悪化している。

電気機器(電気機械器具)

●先月同様、新型コロナウイルスの影響で、国内外ともに受注が減少しており、前月比5%減少、前年同月比15%減少となった。設備投資減少の影響は大きく、また先行き不透明感も強い。行政の新型コロナウイルス対策に対する不満が事業者から感じとれる。

輸送用機器(輸送用機械器具(自動車))

●組合員の業況は、ビジネス依存度の高い主要顧客(マツダ)の業況(生産台数)に比例している。

・7月の国内自動車販売台数は全需が396千台、前年同月比13.7%

減少と10ヶ月連続の前年割れ。登録車は前年同月比20.4%減少と10ヶ月連続の前年割れ、軽自動車も前年同月比で1.1%減少と10ヶ月連続の前年割れ。マツダ車は同21.2%減少と4ヶ月連続の前年割れ

・アメリカの6月の全需は1,111千台で前年同月比26.4%減少と4ヶ月連続の前年割れ。マツダ車は同10.9%増加と4ヶ月振りの前年超え

・欧州の6月の全需は1,309千台で、前年同月比21.6%減少と6ヶ月連続の前年割れ。マツダ車も同38.8%減少と6ヶ月連続の前年割れ

・中国の6月の全需は1,980千台で、前年同月比3.8%減少。マツダ車は同7.3%増加と3ヶ月連続の前年超え

・上記各地域の状況下、マツダ車の6月の海外販売合計台数は98千台、前年同月比9.4%減少で6ヶ月連続の前年割れ

・マツダの6月の輸出台数は前年比55.2%減少と9ヶ月連続の前年割れ

・マツダの6月の国内生産台数は、前年同月比59.4%減少と9ヶ月連続の前年割れ

輸送用機器(輸送用機械器具(造船))

●下期より新型コロナウイルスの影響で各造船所の営業が出来ず、今まで外注していた工事を内製化するため現工事のペースダウンが予想される。その結果、我々組合員への外注量は2～3割減少となり、売上が大幅に減少していくことが予想される。

●中小造船業については、前月と大きな変化はない。

●県内2,500総トン以上の令和2年6月の船舶建造許可実績は8隻237,290総トンであった。(前月3隻191,800総トン、前年同月3隻114,900総トン)

なお、内訳は国内船が2隻で全てが貨物船、輸出船6隻で貨物船が5隻、油槽船が1隻であった。

その他(家具・装備品)

●新型コロナウイルス感染拡大の影響で、売上の減少や景況悪化が続いている。

非製造業

卸売業(総合)

●新型コロナウイルス感染拡大の影響により、収益状況、景況感は悪化している。

●先月に比べて全体としては景況感に変化はない。新型コロナウイルスの影響がどこまで出るのかは、現時点では引き続き不透明である。

「雑貨」においては、生活用品関連取扱業者は改善、観光関連業者は厳しい状況が続いている。紙関連は広告、紙袋等が減少しており厳しい。医療関連は大きな落ち込みはない。

「資材」においては、昨年度までの受注分で大きな落ち込みは現在までなかったが、今後は販売先の設備投資抑制等から見通しは厳しい。

「食品」においては、スーパー向けの日配品、生鮮品は前年並み。土産品向けは引き続き厳しい。販売先によって濃淡がある。

「繊維」においては、催事・商談が再開などの兆しはあったが、感染拡大で不透明感が増している。

5月を底に改善の兆しはあるものの、前年同月比では厳しい状況である。新たな借入で資金繰りを確保しているが、年度後半に前年同期並みに改善できないと厳しい状況に再度陥る懸念がある。

卸売業(電設資材)

●コロナ禍の影響で、住宅・非住宅関連商材が減少している。特に非住

宅の飲食店、物販店舗は大幅減となっている。

卸売業(家具)

●特別定額給付金や在宅ワークの増加を背景に好調である。しかし、徐々に売上は落ち着いてきている。

卸売業(農・畜物)

●い草の主産地である九州熊本地方では、株張もよく、粒も揃った良質のい草が収穫できている。既に6月下旬にはほぼ収穫を終え、製織は盆過ぎから本格化するものと見ている。「びんごい草」は天候にも恵まれ生育は良好、「長い」の割合も良く製織は9月に入り受注に合わせて生産していくものと見ている。本格的な新草の流通は9月からの見込みである。

一方、中国産表では、現状の相場は横並びの状態である。新草は既に刈り取りを終えているが、受注の動きが鈍く専ら古物のい草を製織し、在庫をはかしている状況である。コロナ禍で需給バランスが崩れているため、需要動向を見ながらの生産、輸出を進めている。

小売業(各種商品小売業)

●新型コロナウイルス感染者数が再び増加し、今後も客足は遠のき売上が上がる見込みはない。

●中央市場水産部の取扱高は前年比90%程度まで回復したが、7月下旬からコロナ陽性者の再拡大が始まり、再び飲食業で営業自粛の流れが懸念され、今後の業績回復への見通しが不透明となっている。

中央市場青果部の取扱高は、大手量販店が前月に引き続き好調であること、日照不足から相場が上がってきたことから、前年比10%増加となった。

3密対策の意識が消費者に定着しつつあるため、来店客数が低下傾向にある店舗が多いものの、まとめ買いで客単価は増えている。

大手量販店は独自にポイント制度を継続し、一部商品の価格を下げるなど、まとめ買いを助長した動きが見られ、小売業界内に格差が大きくなりつつある。

コロナ禍の長期化が懸念され、消費者の節約志向が広がる傾向にあり、大手量販店・小売店の売上は鈍化傾向が見られ始めている。大手量販店の売上が伸びているが、一時的なものである。

小売業(家庭用電気機械器具小売)

●今月の販売実績は前年同月比5.3%減少となった。商品別では、薄型テレビ前年同月比1.8%増加、冷蔵庫同6.6%減少、洗濯機同1.4%増加、IHクッキングヒーター同1.7%減少、電気温水器同2.1%減少、エアコン同9.5%増加となった。

薄型テレビは50型以上の大画面が好調だが、ほかの映像、音響商品は20~30%減少となった。コロナ禍での外出控えにより、薄型テレビ、空気清浄機などが好調に推移している。今月は、冷蔵庫、洗濯機、エアコンが安定して売れている。

小売業(その他の小売業(燃料))

●元来減少傾向にあった石油製品であるが、新型コロナウイルスの影響により販売量の回復は期待出来ない。

梅雨明けの猛暑続きで販売現場はマスクをつけての接客に苦慮している。資金繰りについては政府の支援策により一息ついている状況と推測されるが、差別化しにくい製品であるため価格競争に陥りやすく、利益確保が難しい状況に変わりはない。

商店街(各種商品小売業)

●7月末に呉市内で6名(通算7名)の新型コロナウイルス感染患者が発生し当地区で今後予定されていた11月の食の祭典などのイベント中止が相次ぎ、当組合青年部が企画していた夏の土曜夜市に変わるイベントも中止せざるを得なくなっている。組合員においては国や地方自

治体の給付金や緊急支援融資などの支援策が周知されつつあり申請件数も増加傾向にある。しかし、新型コロナウイルス感染が再び拡大しつつあり今後売上の更なる減少や景気低迷の長期化が懸念される。

サービス業(自動車整備業)

●車検台数は、前月比11.5%減少、前年比15.7%減少

車検場収入は、前月比10.2%減少、前年比13.9%減少

重量税・登録印紙の売上は、前月比5.1%減少、前年比22.5%減少

サービス業(広告業)

●先月に比べて若干ではあるが、稼働してきている。ただし、大型案件や各種イベント等は依然として縮小傾向である。今後の見通しは立たない状況である。

サービス業(警備業)

●新型コロナウイルス感染拡大の影響が出始めている。

サービス業(情報サービス)

●出張制限等自主規制による活動自粛の影響が今後またどの程度出てくるか不安はある。

建設業(工事業)

●カーテン、敷物、壁装クロス等の3品目合計について、7月度は前月比44.6%増加、前年同月比32.0%増加、累計前年比11.5%増加となった。緊急事態宣言解除後の現場の動きは回復傾向にある。

コロナ禍が月半ばから第2波が近づいており、8月以降も再び予断を許さない状況になってきた。

●今月の工事受付件数は、前月比3.1%減少、前年比26.3%減少となった。新型コロナウイルスの影響もあり、来月以降も受付件数を注視していく。

現状では未だ新型コロナウイルスの影響を受ける前に受注した工事があるが、今の状況が続くと9月には受注予定がなくなる。秋口から厳しくなるのではないかと予想している。

運輸業(道路貨物運送業)

●前月比売上は増加したが、収益状況、景況感は厳しい状況である。

●7月の売上高は前月比増加、前年同月比減少となった。収益状況は前月比では若干増加し好転に向かいつつあるが、前年同月比では激減した。

5、6月は関東、中部、関西方面からの返路貨物が激減し、空車回送を余儀なくされていたが、その頃と比較すると貨物も動き出してきたようである。

しかし、再び新型コロナウイルスの感染者が増加傾向にあり、緊急事態宣言が再度発令されるようなことになれば物流がどうなっていくのか、不安を抱えている。

●自動車関連が60%程度まで回復し、学校や建設現場の再開に伴い物流も回復傾向にある。

長距離輸送は大幅に減少し、車両の稼働も戻っておらず運賃は低下している。Go TOキャンペーン以降、新型コロナウイルス感染者が増加傾向にあり8月の繁忙期前に感染者の増加と物流量の減少を心配している。

運輸業(水運業)

●船員の高齢化が進んでいると同時に若年船員が育っていないため、船員不足である。

運賃、用船料の改善が見られない。

その他(不動産業)

●前月比は特に変化はない。前年同月比では資金繰りは好転しているが、その他は不変である。

8月は引き続き固定資産税標準宅地評価の時点修正作業等があるが、コロナ禍の影響により、先行きは不透明である。



「組合経営講習会」開催のご案内

広島県中央会、広島県組合士会、広島県事務局代表者協議会では、組合事務局役職員、組合士会及び事務局代表者協議会の会員、中小企業組合士認定更新者を対象に「ICT活用による経理業務の効率化」「事業承継」について理解を深めていただくための講習会を開催します。

■日 時：令和2年9月25日(金) 10:30～16:30

■場 所：広島県立総合体育館 中会議室(広島市中区基町4番1号)

■スケジュール：

10:30～12:30 テーマ：「ICT活用による経理業務の効率化について」

講 師：清水税理士事務所 税理士 清水 俊介氏

※午後の部(13:30～16:30)は、東京会場をオンラインで繋いで開催します。

13:30～14:30 テーマ：「事業承継士の創設者が語る～事業承継支援をするための心構え、取り組み方、さらには組合組織の未来を考える」

講 師：事業承継センター株式会社 取締役会長 内藤 博氏

14:40～15:40 テーマ：「事業承継士講座のトップが語る～組合における事業承継サポートについて」

講 師：事業承継センター株式会社 代表取締役社長 金子 一徳氏

15:50～16:30 テーマ：「商工中金のビジネスサポートについて」

講 師：株式会社商工組合中央金庫 業務企画部次長 横山 亮氏

■定 員：50名

■参加料：無料

※詳細については、広島県中央会HPをご覧ください。

【お問い合わせ】 広島県中央会 情報調査部 原田 TEL:082-228-0926

令和2年度中小企業組合検定試験のご案内

～1組合1組合士 組合の明日を拓く組合士～

中小企業組合事務局で働く役職員の方などを対象に、事務局運営をスムーズに行うために必要な基礎的・実務的知識について検定試験を毎年実施しています。今年度は、下記の要領で実施いたしますので、受験をお考えの方は、お気軽にお問い合わせください。組合事務局の皆様のチャレンジを期待しております。

○試験日：令和2年12月6日(日)

○試験地：広島、他全国15箇所

○試験科目：組合会計・組合制度・組合運営の3科目

○受験料：6,600円 ※一部科目免除者については、5,500円(二科目受験)、4,400円(一科目受験)

○受験資格：特になし

○申込方法：同封の受験願書に必要事項をご記入の上、郵送または中央会受付にてお申し込みください。

○申込期間：令和2年9月1日(火)～10月15日(木)

※詳細については、同封チラシをご覧ください。

【お問い合わせ】 広島県中央会 情報調査部 原田 TEL:082-228-0926

中央会誌

8月 August 2020

- 4日 ●第2回生産性向上ワークショップ (オンライン)
- 4日 ●(協)福山卸センター 卸商業団地機能向上支援事業 組合活性化事業委員会(第1回)(組合会館)
- 6日 ●(協)東広島ショッピングモール 活路開拓事業 調査・研究事業第2回委員会(フジグラン東広島会議室)
- 18日 ●瀬戸内船舶(協) 外国人技能実習制度適正化事業(組合事務所)
- 21日 ●動画を作って販路開拓に活かすセミナー(メルパルク広島)
- 21日 ●アイワーク(協) 外国人技能実習制度適正化事業(組合事務所)
- 24日 ●瀬戸内フードコミュニティ 展示会等出展・開催事業・本委員会(第1回)(川中醤油(株)会議室)
- 25日 ●コロナ専門家派遣(協)神辺わかば会
- 27日 ●(協)福山卸センター 卸商業団地機能向上支援事業 組合活性化事業ワーキング委員会(第1回)(組合会館)

※太字になっているものが、広島県中央会の事業・行事になります。

編集後記

8月初めの猛暑の真っ只中、我が家の車のエアコンが故障してしまいました！エアコンの効かない車を運転するという身の危険を感じる暑さの中、何とか行きつけのディーラーに辿り着き相談したところ、修理費はかなり高くなるとのこと。「車検を春に受けたばかりなのに買い換えかなあ…」と私は正直ガッカリしていたのですが、コロナ禍で販売が伸び悩んでいる担当の営業マンは予想外の事態に大喜び、売る気満々です。ここ最近はずっと中古車に乗り換えていたのですが、営業マンに押し切られ、今流行の残価設定型クレジットで新車を購入することになりました。任意保険についてもドライブレコーダー代金込みの特約を付けてはどうかとの提案があり、「衝撃を検知すると、ドライブレコーダーから事故発生時の映像が事故受付センターへ送信され、状況を保険会社と共有でき、面倒なやり取りが不要になる」とのこと。状況をオペレーターが判断して救急車を手配することもできるそうで、このサービスにすっかり感心した私は、この特約も付けることにしました。

その後、新車は8月末に納車されたのですが、楽しみにしていたこのドライブレコーダーは人気が高く納車には間に合わなかったもので、使用レポートはまたここでご報告できればと思っています。

(筒井)

表紙のことば

安芸郡熊野町
「熊野筆」
書筆はもちろん、画筆や化粧筆も有名です！



写真提供:広島県

世界の人々を魅了する、なめらかな筆先

安芸郡熊野町で江戸時代から続く伝統工芸「熊野筆」。裁断していない自然の毛先を活かした筆は繊細で、多くのプロが愛用する逸品です。熊野筆は、古くは熊野筆まつりの歌に歌われているように、73工程を経て作られると言われていす。なかでも、火のし・毛もみには、もみがらの灰を使うこと、毛の長さを整える寸切りには、『寸木』と呼ばれる定規を使ってはさみで毛を切ること、寸切りした毛を何度も折り返してまんべんなく混ぜ合わせる『練りませ』という工程など、優れた技術が、170年以上経った今でも、脈々と受け継がれているのです。全行程において熟練の技が必要であることは他のブランド筆と変わりありません。職人一人一人が品質に妥協することなく、伝統の技を用いて作り続けているからこそ、熊野筆は世界中で愛されているのです。

(経済産業大臣指定伝統的工芸品)



メルマガ会員登録中

当会のメルマガにご登録いただいた方には、公の施策やセミナー案内状などの「最新情報」を定期的にお届け致します。組合運営に係るお役立ち情報をお届け致しますので、是非ご登録ください!!

ご登録はこちらのアドレスへご一報下さい。

E-mail: chuokai@chuokai-hiroshima.or.jp

**明日からの働き方が
変わります！**

従業員の課題解決力を強化して生産性アップ！

生産性向上支援訓練受講のご案内

ポリテクセンター広島では、企業で働く中堅層を対象として、課題解決力を強化して変化に対応し、勝ち抜くための生産性向上を目指すセミナーを実施しています。

**10・11月開講コース
(中堅層向け)
受講生募集中!!**

コース番号2 RPAを活用した業務効率化・コスト削減

日時 令和2年10月13日(火) 9:30~16:30(6時間) **¥切 9/29**
会場 RCC文化センター610教室(広島市中区橋本町5-11)
講師 大橋 信太郎((株)日本能率協会コンサルティング講師)
内容
・業務を自動化するRPA(Robotic Process Automation)
・RPAを活用した業務標準化とコスト削減策の立案
対象
・RPAの機能、特徴とRPA導入のメリットを理解したい方。
・RPA導入におけるコスト削減策を作成したい方。
・先進的なRPA導入事例を知りたい方。

業務の効率化とコスト削減をめざして、RPAの技術概要や、活用事例、活用検討にあたってのポイントを理解し、自社業務の課題解決策立案につなげることが出来る能力を習得します。

定員14名 受講料 3000 円(税別)

コース番号4 卸売業・サービス業の販売戦略

日時 令和2年11月10日(火) 9:30~16:30(6時間) **¥切 10/27**
会場 RCC文化センター610教室(広島市中区橋本町5-11)
講師 長崎 昇
((株)日本能率協会コンサルティングチーフコンサルタント)
内容
・卸売業の活性化と流通機構(生き残りのための課題、戦略事例)
・卸売業の組織化活動(ボランタリーチェーンの特徴、自社事業戦略の方向性)
・サービス業の経営上の特徴(本質・基本的考え方、実践、価値)
対象
・効果的な販売戦略案を作成したい方。
・自社におけるビジネス活動の問題解決方法を理解したい方。
・ニューサービスの経営特性を理解したい方。

サービス業の経営上の特徴を知り、卸売業・サービス業の販売戦略を構築できる知識及び技能を習得します。

定員14名 受講料 3000 円(税別)

**ウィズコロナ時代に
対応した課題解決力を獲得
していきましょう!!**

コース番号1 生産現場の問題解決

日時 令和2年10月6日(火) 9:30~16:30(6時間)
会場 (株)タナベ経営中四国支社内研修室
(広島市中区幟町13-4広島マツダビル10F)
講師 影本 陽一((株)タナベ経営中四国支社コンサルティング部部長)
内容
・生産活動の基本(組織における役割、異常事項の原因)
・現状分析とムダの発見(事実分析、再発防止)
・生産現場の改善(基本プロセス、ケーススタディ)
対象
・生産計画作成と問題を把握したい方。
・現場作業のムリやムダ取り手法を理解したい方。
・課題を解決して生産現場を改善したい方。

生産管理を理解し、生産現場の問題を発見、解決できる知識、技能を習得します。

定員20名 受講料 3000 円(税別)

コース番号3 生産性分析と向上

日時 令和2年11月5日(木) 9:30~16:30(6時間) **¥切 10/22**
会場 (株)タナベ経営中四国支社内研修室
(広島市中区幟町13-4広島マツダビル10F)
講師 竹林 剛((株)タナベ経営中四国支社コンサルティング部部長)
内容
・生産方式と生産性(リーダーに求められる役割と考え方)
・現状分析と効率化(ボトルネック解決法、4M分析)
・改善活動(見える化マネジメント、改善策作り)
対象
・生産設計と自社での現状分析方法を理解したい方。
・生産活動の問題発見と改善方法を理解したい方。

講義で理解した分析手法を体験型ゲームを通じて正しくかつ楽しく理解し、ボトムアップ、現場発信で問題の解決手法を考え、自職場に導入できる技能を習得します。

定員20名 受講料 3000 円(税別)

コース番号5 品質管理実践

日時 令和2年11月12日(木) 9:30~16:30(6時間) **¥切 10/29**
会場 RCC文化センター611教室(広島市中区橋本町5-11)
講師 日野 雅夫
((株)日本能率協会コンサルティングTPMコンサルタント)
内容
・品質管理の進め方(品質管理とは、品質管理と品質保証)
・品質管理活動の推進(品質上の問題把握、作業標準化)
・不良・クレームゼロの実践(QCの問題解決法)
対象
・不良・クレーム発生原因を分析する能力を取得したい方。
・品質管理活動の推進方法を理解したい方。
・QCの問題解決方法を理解したい方。

品質管理の考え方を理解し、不良・クレームゼロを実践するために必要な知識と技能を習得します。

定員14名 受講料 3000 円(税別)

一申込方法一 当センターHPに掲載中の受講申込書に必要事項をご記入の上、当センター宛てFAXでお送りください。また、スキルレベル等ご不明な点もご連絡先へお問い合わせください。

主催

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構広島支部(JEED広島)

ポリテクセンター広島 生産性向上人材育成支援センター

〒730-0825 広島市中区光南5丁目2番65号
TEL: 082-248-1532 FAX: 082-241-4734
E-mail: hiroshima-seisan@jeed.or.jp
HP: <http://www3.jeed.or.jp/hiroshima/poly/>

ポリテク広島



(2020.9月)

経営者・役員・従業員とそのご家族の 安心の保障を準備するために 中央会の共済制度をご活用ください。

BESTパートナー
大樹生命



従業員のための 退職金準備に 特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、
安定した退職金準備が
できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社
大樹生命保険株式会社



経営者・従業員のための 万一の保障 団体扱生命保険

団体扱* (月払)の場合、
一般扱(口座振替月払等)で
ご契約いただくよりも、
保険料が割安になります!

オーナーズプラン

経営者の
各種リスクマネジメントのために

パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの
保障準備をサポート



業務上の災害への備えに 業務災害補償保険

事業活動にかかわる
従業員さまのケガなどのリスクを
カバーする保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社
業務災害補償保険 取扱代理店
大樹生命保険株式会社



- * 団体扱とは、広島県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。
- * 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせください。
- * 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおりー約款」および広島県中小企業団体中央会の「退職金共済規程(規約・規則)」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社

広島支社 〒732-0828 広島県広島市南区京橋町1-23 大樹生命広島駅前ビル6F TEL:082-262-0250

福山支社 〒720-0043 広島県福山市船町7-25 ケイエスビル7F TEL:084-928-3388

<https://www.taiju-life.co.jp/>